

2016.6.1

CSR・ERMトピックス <2016 No.3>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2016年4月に公開された国内のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<CSR>

○イオンが「地域エコシステム」の構築を発表

（参考情報：2016年4月11日 イオンHP）

イオンは4月11日、地域発展の新しい枠組み「地域エコシステム」の構築に取り組むことを発表し、千葉市から取組をスタートする。「地域」という生態系（エコシステム）の中にいる複数の企業や様々な機関・組織が連携を深め、新たな商品・サービス・業態を共同開発するなどして、地域住民の価値観に対応した新たな「地域産業」の実現を目的としている。

同取組のメンバーは、同社および千葉市の他、日本郵政グループ、三越伊勢丹ホールディングス、京成電鉄、日本航空などの企業がすでに参加を表明している。

同取組の第1弾展開エリアとして、千葉市幕張・稲毛地区において実験・検証を行い、その後千葉市全域まで広げていくことが計画されており、「地域エコシステム」ちばコンソーシアム（仮称）の発足により、各分野の企業、市民団体、教育機関、医療機関、交通機関、金融機関、商店街などの参加を募ることとしている。

地域エコシステムの4つの柱

デジタル化：デジタル化によるストレスフリー

- ・ 地域全体のオムニチャネル化
- ・ ネットスーパーの深化
- ・ SC/地域内の手ぶらで買い物
- ・ 多言語による情報提供
- ・ 多様な決済 等

モビリティ：域内の交通・移動の進化

- ・ オンデマンド交通、循環バス
- ・ パーソナルモビリティ
- ・ ピックアップ・物流ネットワーク
- ・ 域内1時間配送・当日配送
- ・ パーク&フライ 等

ヘルス&ウェルネス：身も心も豊かに暮らせるまちづくり

- ・ ITによる総合的健康支援サービス
- ・ モールウォーク・健康ポイント
- ・ みまもり、買い物支援
- ・ 医療・薬剤の24時間・在宅対応
- ・ 子育て支援 等

バリュー：地域経済・価値の拡大と還流

- ・ 6次産業化、地産全消
- ・ 観光、インバウンド対応
- ・ 地域独自の多様なポイント・通貨
- ・ ビッグデータの協業
- ・ 地域・人・企業への投資、寄付 等

同社リリースをもとにインターリスク総研作成

<コーポレート・ガバナンス>

○金融庁が「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 建設的な対話の促進に向けて -」を公表

(参考情報：2016年4月18日付 同庁HP)

金融庁は4月18日、報告書「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 建設的な対話の促進に向けて -」を公表した。

本報告書は、企業と株主・投資家との建設的な対話促進のため、企業の情報開示のあり方等について、金融審議会*「ディスクロージャーワーキング・グループ」での検討結果をとりまとめたもの。

本報告書における提言事項の目的・概要は、以下3点である。

①決算短信、事業報告、有価証券報告書等の開示内容の整理・共通化・合理化

開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易にする。

②非財務情報の開示の充実化

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進する。

③より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続きに係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進する。

特に上記①は、上場企業からも「各文書で重複箇所も多く、重複排除や一本化などの見直しを検討すべき」等と指摘されていたテーマであり、同審議会は、具体的な見直しの方向性を以下の通り示している。

決算短信	<p>情報開示の速報性重視のため、法制度上、以下のような見直しが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 公表前に、「監査・四半期レビューが終了している必要はない」点を明確化する。 □ 記載を要請する事項を、サマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に絞り込む一方、速報性がそれほど重視されない項目（経営方針等）を削減し、記載内容の合理化を図る。
事業報告 計算書類	<ul style="list-style-type: none"> □ 文書作成にあたり経団連離形に即している必要はない点を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一本化を容易にする。
有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> □ 経営方針や経営者による経営成績の分析等の記載を充実化させる。 □ 記載の重複排除のため、記入欄を統合する（新株予約権等）。

金融庁「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 建設的な対話の促進に向けて -」を基にインターリスク総研作成

今後は、本報告書の内容を踏まえて、金融庁をはじめとする関係者（法務省、経団連等）で継続的な検討が行われる予定。

* 金融審議会

内閣総理大臣の諮問に応じ、金融に関する重要事項について調査・審議を行う組織。1998年に、金融制度調査会、証券取引審議会および保険審議会を統合し、金融庁に設置。

海外トピックス：2016年4月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<腐敗行為防止>

○米国司法省がFCPA違反の自主報告に関する試験プログラム導入を発表

(参考情報：2016年4月5日付 同省HP)

米国司法省は4月5日、海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act、以下、「FCPA」）の強化計画およびガイダンスを公表した。このなかで、同省はFCPA違反の自発的な申告と同省による調査への全面的な協力を促し、ひいては企業のFCPAコンプライアンスの向上を目指すことを目的として、FCPA違反の自主報告に関する試験プログラムの導入を発表した。

具体的には、違反企業が各項目（①同省に対する違反行為の自主報告、②同省による調査への全面的な協力、③適時・適切な改善措置の実行）について要件を満たした場合に、以下のような効果が期待できるとしている。

- ・同省による刑事訴追が免除される可能性がある。
(ただし、経営者が関与していた、違法行為により企業が多大な利益を得ていた、法令違反があった、過去5年以内に同省と和解していたなど、訴追が免除されない場合もある。)
- ・刑事免責されず、罰金刑が科される場合であっても、連邦量刑ガイドライン*に定める罰金額の下限からさらに最大50%減額される可能性がある。ただし、自主的に報告しなかった企業については、後に同省の調査に全面的な協力を行い、適時・適切な改善措置を実行したとしても、連邦量刑ガイドラインの下限から最大25%までしか罰金の減額を受けることができない。
- ・処分時点で有効なコンプライアンスプログラムを有している企業はその後のモニタリングを回避できる。

なお、試験プログラムに基づく罰金の減免には、違反行為から得た不当利得の吐き出しも必要とされる。

本プログラムは1年の期間限定で試験的に導入するもので、当該期間終了までに、延長もしくは改定の可否が検討される。

* 連邦量刑ガイドライン (United States Organizational Sentencing Guideline)

連邦法上の犯罪に対する連邦裁判所の量刑裁量の基準を明確化・公平化するために作成されたもの。企業犯罪に対して高額な制裁金を課す一方、量刑の判断にあたっては、一定のコンプライアンスプログラムを備えていた企業には、量刑上の軽減を認める指針を示している。

<廃棄物>

○GMが使用済みのペットボトルを自社製品の部材として再利用している取組を公表

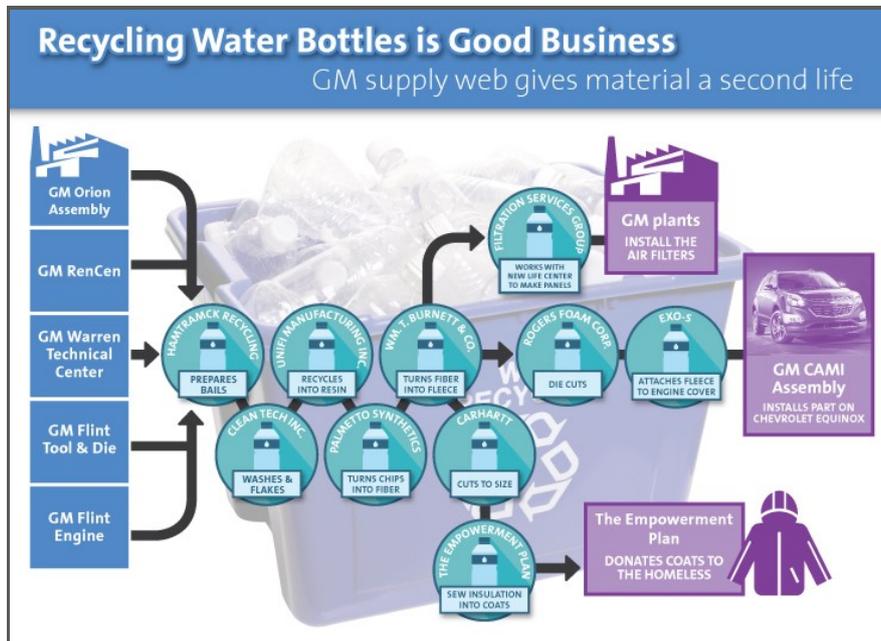
(参考情報：2016年4月12日付 同社HP)

米自動車大手のGMは4月12日、同社で発生・回収した使用済みのペットボトルを、自社製品の部材として再利用している取組を公表した。

同社のリサイクルの取組は、ペットボトルの回収に留まらず、ペットボトルを自社製品の部材として再利用する方法についても自社で考案し、実際に製品化していることに特色がある。例えば、同社事業所より回収されたペットボトルを、シボレー・エクイノックス*に搭載されているエンジンの防音材や同社事業所の空気を清浄するためのエアフィルターに再利用している。また、同様に

再生された断熱材は、ホームレスに提供されるコートの素材としても利用している。

さらに、同社のリサイクルの取組は、自社のサプライチェーンを活用しているのも特色である。ペットボトルの回収、洗浄、薄片化、樹脂への再生、繊維化などの各プロセスを同社のサプライヤーが担っている。地域に新たな事業機会を提供することにより、地域経済の発展に寄与することも目指している。



使用済みペットボトルが同社のサプライチェーンで再製品化されるプロセス（出展：同社 HP）

* シボレー・エクイノックス

シボレーは、GM が製造・販売する自動車のブランド。エクイノックスは、その中の主力 SUV 車種のひとつ。2009 年に米国市場で発売開始。

<個人情報保護>

○欧州議会が一般データ保護規則を可決

（参考情報：2016 年 4 月 14 日付 欧州連合 HP）

欧州議会は 4 月 14 日、フランス・ストラスブールで開催された本会議で EU 域内の個人データ保護に関する「一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）」を可決した。

これまで EU では 1995 年に採択されたデータ保護指令に基づき、加盟国各国において個人データ保護のための法制度を整備してきた。同規則は、インターネットを初めとする急速な技術的進歩やグローバル化の進展により、データ保護指令採択後に発生した新たな課題に対処するために策定されたもの。従来の指令（Directive）から規則（Regulation）に格上げになったことにより、同規則は EU 加盟国に直接適用され、EU 域内での一元的なルールとなる。

同規則は 2016 年 5 月 24 日に発効し、2018 年 5 月 6 日より適用される。データ保護指令からの主な変更点は以下のとおり。

個人データの範囲	位置データ、オンライン識別子が個人データの具体的な例として新たに挙げられている。
域外適用	従来は管理者が EU 域内に事業所を持つか、EU 域内の設備でデータ処理を行う場合が対象であったが、EU 域外企業であっても、EU 居住者に商品やサービスを提供している場合や EU 居住者個人の行動をモニターしている場合は同規則の適用対象となる。
透明かつ適切なポリシーの提示	従来も本人への利用目的等の通知義務が定められていたが、今後は個人データの取り扱いや本人の権利について透明かつ明瞭に開示する必要がある。
明示的な同意	管理者は、本人から明示的な同意を取得する必要がある。 また、本人が同意を撤回する権利が認められた。
データ消去を求める権利 （「忘れられる権利」）	データを収集・処理する目的に照らし、当該データが必要でなくなった場合や本人の同意が撤回された場合など、自身の個人データの消去を求める権利が認められた。
データ・ポータビリティの権利	自身の個人データを、機械で可読な形式で管理者から受け取り、管理者に妨げられることなく当該データを他の管理者（事業者）に送る権利が認められた。
個人データ侵害時の通知	管理者は、侵害を認識してから 72 時間以内に監督機関へ報告する必要がある。 （本人の権利、自由を脅かす高いリスクがある場合には、本人に対しても遅滞なく通知する必要）
罰金	最大で 2000 万ユーロ、もしくは全世界における年間売上高の 4% の課徴金が科される可能性がある。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

当社では、リスクマネジメントの審議機関としてリスクマネジメント委員会を設置していますが、最近委員会の運営や審議内容が形骸化していると感じます。同委員会の実効性を高めるためには、どのような取組が有効ですか？

Answer

1. リスクマネジメント委員会とは

リスクマネジメント委員会は、全社的なリスクマネジメントに関する課題・対策を協議・承認するための組織として位置づけられます。リスクマネジメントに関する国際規格「ISO31000：リスクマネジメント - 原則及び指針」の要求事項の一つに、「リスクマネジメントを導入し、常にその有効性を確実にするためには、組織の経営者の協力かつ持続的なコミットメントと共に、そのコミットメントをすべての階層で達成するための、戦略的かつ綿密な計画策定が要求される」とあります。これを実践していくためにも、全社のリスクマネジメントを統括する組織の設置が望ましいといえます。

2. 形骸化する原因

リスクマネジメント委員会の運営や審議が形骸化してしまう主な原因として、大きく以下の3点が考えられます。

(1) 委員会の役割・権限が不明確

リスクマネジメント委員会は設置しているものの、委員会の役割・権限が明確化されていないことにより、運営が形骸化してしまう場合があります。

(2) PDCA サイクルの機能不全

リスクマネジメント委員会には、各部門におけるリスクアセスメント（リスクの洗い出し・分析・評価）の結果や、対策実施状況など、いわゆるリスクマネジメントのPDCAサイクルの取組状況に関する情報が集約、上程されます。従って、PDCAサイクルが機能していなければ、リスクマネジメント委員会に上程される内容も不十分または形式的なものとなり、運営や審議内容が形骸化してしまうことが考えられます。例えば、リスクアセスメントが適切に行われておらず、常に同じリスクが重要リスクとして上程され審議されている、リスク対策の実効性の検証に至らない、などの状況が想定されます。

(3) 委員のリスクマネジメントに対する認識やリスク感性が不十分

委員会に参画する委員のリスクマネジメントに対する認識やリスク感性が不十分であるため、事務局や関係各部の説明を形式的に受けるだけとなり、実効的な審議がなされないことが考えられます。

3. 改善のための取組

(1) リスクマネジメント委員会の役割・権限の明確化

まずはリスクマネジメント委員会に求められる役割・権限を、リスクマネジメント規程等に適切に明文化し、具体的な運用に落とし込むことが重要です。

<リスクマネジメント委員会の役割・権限の例>

- ・リスクマネジメントの取組全体の方針・方向性の検討、協議・承認
 - ・リスクマネジメントに関する年次計画、予算措置、是正措置の検討、協議・承認
 - ・社内外から必要なノウハウや協力の取付検討、協議・承認
 - ・ワーキンググループの組成指示、リスクマネジメント推進の進捗管理
 - ・各部内でのリスクマネジメント推進の指示、進捗管理
 - ・情報の収集と社内外開示の実施策検討、協議・承認
 - ・上記に関する取締役会への定期的な報告
- 等

上記すべてをリスクマネジメント委員会の役割・権限とせず、必要に応じて下位の分科会等に部分的に譲るケースもありますが、その場合もリスクマネジメント委員会が部会をモニタリングし、指示できる仕組みとしておくことが重要です。

(2) PDCA サイクルの改善

リスクマネジメント委員会における審議やモニタリングの対象となる PDCA サイクルを、以下の観点から継続的に改善することが重要です。

①リスクアセスメントの強化

リスクが十分に洗い出されるよう、リスクアセスメントの方法を工夫することが重要です。例えば、リスクに関するアンケートだけではなく、ヒアリングも行い情報を補完するなど、踏み込んだ情報収集を行います。

また、リスクマネジメント委員会の事務局においては、洗い出されたリスクを以下の観点から分析し、分析プロセスと併せて重要リスク案を上程することにより、委員会においてより実効的な審議につながることが期待できます。

- ・リスクの大きさの経年変化
- ・対策実施状況
- ・社内や競合他社等において顕在化したリスクの有無
- ・外部環境・内部環境の変化

②対策の実施状況のモニタリング

リスク対策の実施状況は、定期的にモニタリングし、効果を検証することが重要です。しかし現実には、対策が主管部署任せとなり、実効性が確保されないままとなっているケースは少なくありません。そこで、例えば、リスクマネジメント委員会において各部門から対策の取組状況を報告する機会を設けるなどの工夫により、実効性を高めていくことが重要です。

③取組の改善

②のモニタリングを踏まえ、進捗が芳しくない重要リスクや、期待された効果があがっていない重要リスクについては改善案を検討することが重要です。

(3) 委員のリスクマネジメント教育の実施

リスクマネジメント委員会で実効的な審議がなされるためには、委員一人一人のリスクマネジメントに対する認識やリスク感性を高めていくことも重要です。そのためには、実際の不祥事例の考察等を取り入れたリスクマネジメント研修や、危機発生時を想定した模擬訓練など、実践的な教育プログラムにより、啓発していくことが有効です。

4. おわりに

上記の通り、リスクマネジメント委員会の実効性を高めることは、全社リスクマネジメントを適切に機能させるためにも必要です。しかしながら、全社リスクマネジメントの継続的な改善のためには、委員会における取組だけでは十分ではありません。委員会の審議内容を経営がレビューし、改善を図っていくことが重要です。

また、近年は国内外のグループ会社も対象としたグループリスクマネジメント委員会を運営するケースも増えていますが、まずは親会社のリスクマネジメント委員会の運営を確立することが、グループ展開する上で必須といえます。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016